

青森県立高等学校将来構想検討会議地区部会（第3回）資料

学校規模・配置について (第2分科会整理案)

平成27年5月

目 次

1	学校規模・配置に関する基本的な考え方.....	1
2	高等学校教育を受ける機会の確保.....	2
(1)	各地区における中学生の進路の選択肢の確保.....	2
(2)	通学環境への配慮.....	2
3	充実した教育環境の整備.....	3
4	学校規模の方向性.....	5
5	学校配置の方向性.....	7
(1)	学校配置の考え方.....	7
(2)	統合の方法.....	8
6	定時制課程及び通信制課程の方向性.....	9
7	学校規模・配置とともに検討すべき事項.....	10

1 学校規模・配置に関する基本的な考え方

(背景)

- 本県では、これまで、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりを進め、各学校における学習指導の充実とともに、生徒が自己の個性を理解し、主体的に進路選択することのできる能力や態度を身に付けるための進路指導の推進に努めてきた。
- そのため、一定規模以上の学校規模とすることにより、生徒の多様な進路志望に対応する教科・科目の開設、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や部活動における多様な選択肢の確保が可能になるなど、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら、確かな学力と逞しい心を身に付けるための教育環境を整えてきた。
- さらに、地理的条件から高等学校に通学することができない生徒が生じることがないよう柔軟な学校配置に取り組んできた。
- その結果、県立全日制課程高等学校1校当たりの募集生徒数は、平成11年度には209人（5・2学級）であったものが、平成27年度には158人（4・1学級）となり、全体として小規模化が進んでいる。
引き続き、生徒数は大幅に減少し、20年後の平成47年度にはほぼ半減するものと見込まれており、高等学校のさらなる小規模化による教育活動への影響が懸念される。

(これからの時代に求められる力を育成するための学校規模・配置)

- 第1分科会における「学校・学科の在り方について」の報告にあったように、高等学校においては、社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決する力、さらには主体的・協働的に学習に取り組む意欲を育むことが求められており、学習指導要領等の改善^{*1}や大学入学者選抜制度の改革^{*2}等に対応した高等学校教育の環境を整える必要がある。
- これらの力を生徒一人一人が身に付けるため、県内全ての高等学校において、それぞれ求められる役割に応じた特色ある教育活動を実践することが可能となるよう、今後の高等学校の学校規模・配置を「オール青森」の視点で検討する必要がある。
- その際、中学生の進路の選択肢の確保や通学環境への配慮等の「高等学校教育を受ける機会の確保」とともに、さらに特色ある教育活動の実践に向けた「充実した教育環境の整備」の両面を考慮する必要がある。

2 高等学校教育を受ける機会の確保

(1) 各地区における中学生の進路の選択肢の確保

(現状)

- 本県においては、6地区毎に普通科等の高等学校と職業教育を主とする専門学科の高等学校が配置されるとともに、地区の状況に応じて総合学科の高等学校が配置されるなど、中学生の進路の選択肢は概ね確保されてきた。

(今後の方向性)

- 今後は、6地区毎に、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高等学校、選抜性の高い大学への進学に対応する高等学校、職業教育の中心となる高等学校等、それぞれの役割を担う学校を配置し、中学生自らが希望する進路に応じて選択できる環境を維持する必要がある。
- 各地区的学科構成については、中学生等のニーズを踏まえるとともに、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を充分考慮し、生徒それぞれの志に応じて高等学校や学科等を選択できる環境について検討する必要がある。

(2) 通学環境への配慮

(現状)

- 本県においては、居住する地域によって制限されることなく自由に高等学校を選択できるよう通学区域を県下一円としており、将来の進路達成を目指し、特色ある教育を受けるため、近隣の高等学校ではなく、遠方の高等学校を選択して進学する生徒が存在している。
- その一方、地理的な要因等から居住する地域にある高等学校への進学を選択する生徒も存在する。

(今後の方向性)

- ほぼ全ての中学校卒業者が高等学校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高等学校に通学することができない地域が新たに生じることのないよう配慮が求められる。
- また、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性やスクールバスの運行状況等により変わり得るものであることから、市町村等との連携を含め、生徒の通学環境の充実について検討する必要がある。

※1 学習指導要領等の改善 … 平成26年11月20日、文部科学大臣から中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問

※2 大学入学者選抜制度の改革 … 平成26年12月22日、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」答申

3 充実した教育環境の整備

(現状)

- 各高等学校では、生徒一人一人の個性や能力を伸長し、社会や地域の要請に応じた多様な人財の育成に努めるとともに、生徒の進路達成に向け、進学から就職まで幅広く取り組んでいる。
- また、本県においては、文部科学省が指定するスーパーグローバルハイスクール（S G H）^{※3}やスーパーサイエンスハイスクール（S S H）^{※4}による教育実践、医学部医学科への入学者の増加を図る取組、地域や産業界等との連携・交流を通じた教育活動等、特色ある取組が行われてきたところである。
- しかしながら、少子化による学校規模の縮小等に伴い、これらの特色ある取組が困難になっていくことが懸念される。

(今後の方向性)

- 今後とも、各高等学校においては、社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決する力、主体的・協働的に学習に取り組む意欲を育むため、アクティブ・ラーニング^{※5}等による教育実践を行うなど、教育環境の整備を進める必要がある。
- また、生徒数が減少していく中にあっても、次のような教育環境を整備し、各高等学校の役割に応じた人財育成に向け、特色ある教育活動をさらに充実させ、本県高等学校教育の質の維持・向上を図る必要がある。

※3 スーパーグローバルハイスクール（S G H） … 生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を目指し、文部科学省が指定した研究指定校

※4 スーパーサイエンスハイスクール（S S H） … 将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、文部科学省が指定した理数系教育に重点を置いた研究開発校

※5 アクティブ・ラーニング … 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

① 各高等学校に共通して求められる教育環境の整備

- 各高等学校においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、探究型学習等を通して課題解決能力を育成するなど、高等学校に求められる教育活動のさらなる充実に努める必要がある。

② 普通科等の重点校の設置

- 普通科等において、選抜性の高い大学への進学に対応した取組、医師や弁護士等の高度な国家資格の取得に向けた志を育成する取組、グローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、特色ある教育活動の中核的役割を担う学校を「重点校」とし、その設置について検討する必要がある。
- 重点校の教育活動の充実のためには、生徒が主体的に選択して特定の教科・科目を重点的に学習し、多様な進路志望に対応することを目的にした単位制^{※6}や、6年間の計画的かつ継続的な指導により、中学校段階からの探究的活動を通して、生徒の進路志望の達成を目指すことなどを目的とした併設型中高一貫教育の導入等についても検討する必要がある。

③ 職業教育を主とする専門学科の拠点校の設置

- 職業教育を主とする専門学科において、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶことのできる学校を「拠点校」とし、その設置について検討する必要がある。
- 具体的には、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、農業教育、工業教育、商業教育等の特定の学科における拠点校を設置し、各学科における基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、専門科目を幅広く学ぶことが可能となるよう、その取組等を推進する必要がある。

※ 6 単位制 … 学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度

4 学校規模の方向性

(現状)

- 県立高等学校教育改革第3次実施計画（以下「第3次実施計画」という。）においては、「望ましい学校規模」を次のように設定している。

(1) 望ましい学校規模

一定規模以上の学校規模とすることにより、生徒の多様な進路志望に対応する教科・科目の開設や様々な専門性を有する教員の配置が可能になるなど、大学等への進学や就職に向けた資格取得等に対応した教育の展開が期待できます。

また、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や部活動における多様な選択肢の確保が可能になるなど、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら、確かな学力と逞しい心を身に付けるための教育環境を整えることができます。

本県では、青森市、弘前市及び八戸市（以下「三市」という。）の人口規模が他の市町村と比べて大きく、また、近隣の市町村から三市の普通高校へ進学を希望する中学生が多いという特徴があります。このため、学校規模については、三市にある普通高校とそのほかの市町村にある普通高校において、それぞれの視点で考える必要があります。

また、普通高校以外の高等学校については、これまでの志願・入学状況などに対応して、学校規模が多様となっています。

これらのこと踏まえ、三市の普通高校とそのほかの全ての高等学校について、望ましい学校規模を次のとおり考えます。

- ア 三市の普通高校については、1学年当たり6学級以上の学校規模とします。
- イ そのほかの全ての高等学校については、1学年当たり4学級以上の学校規模とします。

- 平成27年度においては、「望ましい学校規模」を満たしている学校が36校（約63%）、「望ましい学校規模」を満たしていない学校が21校（約37%）となっている。

(今後の方向性)

- 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」^{※7}を育むとともに、一定規模の集団の中で社会性を身に付けることが重要になっている。

※7 確かな学力 … 基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度

- さらに、各高等学校には、それぞれ求められる役割があり、その役割に応じて必要となる学校規模の標準を次のとおり考える。

① 基本となる学校規模

- 高等学校においては、大学等への進学や就職等、より幅広い進路対応のための教科・科目を設定するとともに多様な部活動の選択肢を確保し、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」や学校から社会への円滑な移行に必要な力を育成することができるよう、1学年当たり4学級（160人）※8以上の規模であることが求められる。

② 普通科等の重点校の学校規模

- 普通科等において、特定の分野の学習における中核的役割を担う重点校には、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等が必要であり、1学年当たり6学級（240人）以上の規模であることが求められる。

③ 職業教育を主とする専門学科の拠点校の学校規模

- 職業教育を主とする専門学科において、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶことのできる拠点校には、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模であることが求められる。

（高等学校教育を受ける機会の確保に向けた配慮）

- 上記の学校規模の標準を満たさない高等学校であっても、当該高等学校を募集停止することによって、他の高等学校へ通学することが困難な地域が生じる場合には、高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、当該高等学校の配置について配慮する必要がある。

※8 1学年当たり4学級（160人）…公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、1学級の定員は40人が標準である。なお、本県では、農業高校、工業高校、小規模校等において1学級の定員を35人とする学級編制の弾力化を実施しており、この場合には4学級で140人となる。

5 学校配置の方向性

(1) 学校配置の考え方

(現状)

- 第3次実施計画においては、次のような基本的な考え方により、学校配置が進められている。

① 基本的な考え方

- ア 望ましい学校規模になるよう6地区（東青・西北・中南・上北・下北・三八）ごとに、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進めます。
- イ 既存の1学年1学級規模の校舎制^{※9}導入校については、計画的に募集停止します。
- ウ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進めます。

② 地区ごとの学校配置

- ア 各地区的普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまで地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮します。
- イ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮します。
- ウ 統合については、同じ分野の高校（普通高校と普通高校、農業高校と農業高校、工業高校と工業高校など）を優先して進めます。

③ 第2次実施計画による校舎制導入校の今後の方向性

第2次実施計画による校舎制導入校については、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止します。なお、生徒の入学状況等により、実施年度を変更することもあります。

(今後の方向性)

- 生徒数が減少する中にあっても、各地区における中学生の進路の選択肢の確保に努めるとともに、通学環境に配慮しながら、それぞれの役割に応じた学校規模で高等学校を配置する必要があることから、計画的に募集停止や統合をする必要がある。
- このような募集停止や統合による学校配置を計画的に進めるためには、必要に応じて地域の意見を伺う協議会等を設置するなど、市町村を含む地域の関係者と連携・協力の下、検討する必要がある。

(高等学校教育を受ける機会の確保のため配置する高等学校への対応)

- 高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、配置について配慮する高等学校においては、さらなる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となつた場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の例のような具体的な基準をあらかじめ示し、当該高等学校の所在する市町村等の理解を得ながら、募集停止や統合について検討する必要がある。

また、募集停止や統合をすることとなった場合には、当該高等学校の所在する市町村等と連携・協力し、スクールバスの運行、通学費補助（奨学金での対応を含む。）、寄宿舎の設置等の支援策について検討する必要がある。

【他県の基準の例】

- (例 1) 1 学年当たり 1 学級の学校については、入学者数が 2 年連続して入学定員の 2 分の 1 に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその 2 年後に募集停止とする。
- (例 2) 1 学年当たり 1 学級の学校においては、入学者数が募集人員の 2 / 3 以下の状態が 2 年間続いた場合、原則として募集停止とする。

(2) 統合の方法

(現状)

- これまで、同一市内の普通高校や同一地区内の工業高校の統合を行い、第 3 次実施計画の「望ましい学校規模」の高等学校の配置に努めてきたが、統合の方法としては、募集停止となる高等学校を他の高等学校へ統合し、沿革等を引き継ぐ方式であり、統合先の学校名や規模が変わらないことなどから、両校関係者に統合の認識が充分深まらないという側面もあった。

(今後の方向性)

- 今後は、統合の対象となる学校とともに統合校の教育活動の充実に向け、積極的に関わることができるように、原則として新設による統合を基本とすることが望ましい。
- 新設による統合を行う場合には、統合の対象となる学校の関係者等により組織する開設準備委員会（仮称）等を設置し、統合校の学校名、目指す生徒像や教育内容等について検討するとともに、学校施設・設備の充実にも努める必要がある。
- また、20 年後には生徒数がほぼ半減するものと見込まれる状況にあって、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するためには、重点校・拠点校の設置とともに、異なる学科の高等学校の統合により、複数の学科を有し、幅広い学びの選択肢となり得る高等学校の設置についても検討する必要がある。

※9 校舎制 … 法的には分校。本校との連携・協力により教育内容の充実に努める制度

6 定時制課程及び通信制課程の方向性

(現状)

- 第3次実施計画においては、次のように方向性が示されている。

(3) 定時制課程及び通信制課程の今後の方向性

- ア 定時制課程については、教育の機会均等の観点から、6地区に普通科の定時制課程を置く学校を各1校配置することを基本とします。
- イ 工業高校の定時制課程については、産業構造や就業構造が変化していることから、普通科の選択科目の中で職業に関する科目を学習する等の方法を考慮した上で、見直しを検討します。
- ウ 多様な教育の機会を提供するために、全県的なバランスを考慮しつつ、3部制の定時制独立校^{※10}の中南地区への設置を推進します。
- エ 通信制課程については、生徒の多様な学習ニーズに応えるため、望ましい指導体制の在り方について検討します。

(今後の方向性)

- 今後とも、働きながら学ぼうとする青少年に加え、様々な事情を抱える生徒に広く学びの機会を提供する必要があることから、現状の配置の考え方を基本に定時制課程及び通信制課程の充実について検討する必要がある。
なお、定時制課程の工業科については、入学志望者が極めて少ない状況等を踏まえながら、今後の在り方について検討する必要がある。

※10 3部制の定時制独立校 … 午前部、午後部、夜間部の3部で構成される定時制単位制高校で、入学した生徒は、いずれかの部に所属し、4年で卒業することを基本としつつ、部や年次を越えて教科・科目を選択することにより、3年で卒業することも可能となる。

※11 I C T … Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称

7 学校規模・配置とともに検討すべき事項

(高等学校間の連携)

- 県全体として高等学校教育の質の維持・向上に取り組むとともに、各地区的教育活動を充実させるためには、普通科等の重点校、職業教育を主とする専門学科の拠点校及び他の高等学校それぞれの間で、生徒による合同研究や教員研修等において連携を図る必要がある。
- また、小規模校においては、一人一人の生徒に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もあることから、複数の小規模校が連携・協力して、学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認め、成長を促す教育活動を充実させる必要がある。

連携に当たっては、生徒・教員が学校間を移動する際の交通手段や安全性の確保、時間的・経済的な課題について検討する必要がある。

(ＩＣＴの活用による教育活動の充実)

- 今後、高等学校教育においてＩＣＴ_{※11}を活用することにより、各高等学校が有する教育資源を有効に活用し、多様な選択科目の開設や高度な教育の提供に繋がる可能性がある。
また、小規模校においては、各教科の免許を所持する教員が配置できない場合であっても、他校の専門的な知識を有する教員による多様な授業を受けることが可能となり、高等学校教育の質の確保を図ることができることから、ＩＣＴを活用した遠隔授業等について、研究を進める必要がある。

(教員の資質向上と教職員定数)

- 高等学校教育の質の確保や、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びを重視した高等学校教育の充実のためには、教員の資質向上と教職員定数の拡充が求められており、実践的指導力や授業力の向上を図る教員研修を充実させるとともに、国に対して、教職員定数の見直し等を働きかけていくことが必要である。

(特色ある教育活動の情報発信)

- 各高等学校は、より魅力ある教育活動に取り組み、中学生や保護者が十分理解した上で進路選択できるよう、各学校・学科の取組や育成する人財像をこれまで以上に情報発信する必要がある。

(全国からの生徒募集)

- 中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中にあって、他県においては、より魅力のある学科を設置し、全国から生徒を募集する事例がある。
本県においては、卒業後の進路等を含め、本県高校生にとってより充実した教育環境の実現という視点を踏まえながら、全国からの生徒募集について検討する必要がある。